

議案第 49 号

令和 6 年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算

令和 6 年度川崎市の生田緑地ゴルフ場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 456,664 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 6 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰越金		42,570 <small>千円</small>
	1 繰越金	42,570
2 諸収入		390,094
	1 雑入	390,094
3 市債		24,000
	1 市債	24,000
歳入合計		456,664

歳出

款	項	金額
1 ゴルフ場事業費		88,839 <small>千円</small>
	1 ゴルフ場事業費	88,839
2 公債費		45,069
	1 公債費	45,069
3 諸支出金		321,756
	1 繰出金	321,756
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		456,664

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
生田緑地ゴルフ場 整備事業	千円 24,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 5.0% 以 内  ただし、 利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後においては、 当該見直し後の 年度における利率とする。	借入れの日から30カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。